

羽村市立羽村第一中学校いじめ防止基本計画

令和7年4月1日策定

1. いじめ防止等対策についての基本方針

○いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

○いじめ防止のための基本的な考え方や基本姿勢

「本校では全職員が「いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうる、いじめ問題に無関係な生徒はいない。」という基本認識にたち、以下のような基本姿勢でいじめ防止に努めている。

- (1) いじめの防止及び早期発見に努める。
- (2) 小学校と連携し、人権に関する学習の取組を進める。
- (3) 地域や家庭と連携し、いじめ防止に努める。
- (4) 警察及び関係機関との連携に努める。

2. いじめ防止等のための具体的な取組（方策）

○一人ひとりの生徒が認められ、友達を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

(1) いじめの防止及び早期発見に向けた取組

- ① 道徳の時間を使い、人権を大切にすることを育てる授業を行う。
- ② 生徒会本部や生活委員が生徒主体となってあいさつ運動やボランティア活動などを実施し、豊かな心を身につけていけるようにしていく。
- ③ 毎月アンケートを必ず実施し、いじめに関する状況把握に努める。

(2) 小学校と連携した人権に関する学習の取組

- ① 礼儀、規範意識の向上、基本的生活習慣の確立などについて、小学校と連携し、系統立てて指導を行う。

(3) 地域や家庭と連携したいじめ防止の取組

- ① 子供たちの悩みや相談を受け止める大人がより多くなるよう、地域の関係団体、学校評議委員会などと連携していく。

(4) 警察及び関係機関との連携による取組

- ① いじめにおいて、早期に相談することが重要であると判断したものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応をとる。
- ② いじめへの対応について、教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関との適切な連携を図る。

3. いじめに対する措置について

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 正確な情報把握

- ・当事者双方、周りの生徒等からの聞き取りを行い、記録をとる。
- ・個別に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を正確に共有する。

② 指導体制と方針の決定

- ・「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ・見守り体制を整備する。

(3) いじめによる被害を受けた生徒、保護者への支援

<生徒に対して>

- ① 事実確認するとともに、被害を受けたつらい気持ちに寄り添い、心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③ 必ず解決し、今後に希望が持てることを伝える。

<保護者に対して>

- ① 発見後ただちに家庭訪問等により、事実関係を伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続的に家庭と連携しながら、解決に向けて取り組むことを伝える。

(4) いじめの加害者となった生徒への指導及び保護者への助言

<生徒に対して>

- ① 事実確認するとともに、いじめた気持ちを聞き、背景にも目を向け指導する。
- ② 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることやいじめられた側の心情を認識させる。

<保護者に対して>

- ① 事実関係を説明し、いじめられた側の生徒や保護者の心情を伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② いじめは決して許されない行為であるという姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 今後の課題を共有し、かかわり方などをともに考え、具体的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①学級、学年、学校全体の問題ととらえ、「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。
- ②いじめは決して許されないという毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは正しく、勇気ある行動であることを指導する。
- ⑤いじめについて話し合わせたり、考えさせたりすることで、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①セーフティー教室により、ネット等を利用する際の注意点について指導を行う。
- ②長期休業中の過ごし方を指導する際、学級、学年、学校全体でスマートフォン・携帯電話等の適切な使用についての指導を行う。
- ③保護者に対し、スマートフォン・携帯電話等の子どもの使用について理解を深めることができるよう、保護者会で働きかける。

(7) 重大な事態への対応

- ①すみやかに教育委員会や関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職を中心とし、学校全体で組織的に対応し、迅速に解決にあたる。
- ②事案により、学級、学年、学校全体の保護者へ説明する必要の是非を判断し、必要だと判断した場合には、当事者の同意を得た上で、文書の配布や保護者会の開催を実施する。
- ③事案により、マスコミへの対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

4. いじめ防止等のための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①「いじめ防止対策推進担当者」を配置し、いじめにかかわる取組の中心的役割とする。
- ②「いじめ防止対策委員会」（校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・いじめ防止対策推進担当者・学年主任）を設置し、いじめ防止対策について確認する。
- ③「いじめ防止対策委員会」を定期的に実施する。※毎週水曜日実施。
- ④いじめが起きた場合には、「いじめ防止対策委員会」をすみやかに招集し、「いじめ対策ケース会議」を行う。
- ⑤いじめの問題について、教職員が適切に対応できるよう、研修会を実施する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ①「学校評議委員会」を開催し、いじめ問題について協議する。
- ②学校アンケートを実施し、いじめの防止に役立てる。
- ③必要に応じて学校サポートチームを設置し、当該生徒・保護者への支援について協議し、実施する。その際、いじめ問題対策連絡協議会との連携を図る。